

## 平成25年第3回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成25年10月31日（木）午後2時00分～

場 所：石狩市役所 5階 第2委員会室

委員出席者：8名

山田 菊子・藤懸 健・山本 裕子・松原 愛子・砂子タケ子・土門 隆一  
神田 一昭・佐藤 悦子

事務局出席者：12名

及川室長・宮野課長・清野課長・照井主査・池端主査・竹瀬主査・東主任主査  
泉主査・野宮主査・佐々木主査・伊藤主査・新井田主任

傍 聴 者：なし

議 事：（1）審議事項

石狩市水道料金等の改定について（諮問）

（2）報告事項

- ①平成24年度決算概要について
- ②第三者委託の評価について
- ③水源切り替え作業について

配 布 資 料：別添のとおり

### 記

#### 【14：00開会】

宮野課長 定刻となりましたので、只今より平成25年第3回石狩市水道事業運営委員会を開会いたします。

私は、水道室業務課長の宮野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日、小笠原会長については、事前に欠席とのご連絡がありましたことを報告いたします。

開催にあたりまして、山田副会長にご挨拶を頂きたいと存じます。

山田副会長 皆さまこんにちは、よろしくお願ひいたします。

本日は、とても大切な諮問をいただくということを伺っておりますので、皆さまには活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

宮野課長 ありがとうございます。

それでは、田岡市長より「石狩市水道料金等の改定について」を諮問させていただきたいと存じます。

#### 【田岡市長から山田副会長に諮問書提出】

宮野課長 諮問にあたりまして、田岡市長よりご挨拶申し上げます。

田岡市長 皆さま方には、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

只今、「石狩市水道料金等の改定」について諮問させていただきました。

これまで委員の皆さまには、中期経営計画等を含めて、石狩市水道事業の大変困難な経営に適切なお意見をいただき、また、条例改正等に関わる案件に、真摯なご審議

並びにご答申をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

昨年の料金改定の際には、議会を含め多くの市民の皆さまから様々な反応がございましたが、総じて申し上げるならば、水道事業の持続性という観点から、適切な料金と適切な運営体制の継続について、必ずご理解いただけたらと思っておりました。

そして、多くの市民の皆さまのご理解をいただきながら、改定への道を行って参りましたが、審議の中でもご案内のとおり、これですべてが解決し、黒字に転じるというものではありませんので、今後、さらなるコストの削減も含め、長期的な視野に立った水道運営のあり方が、なお一層問われてくるのではないかと思っております。

加えて、この度、国の新たな制度に基づく消費税率等の引き上げが行われることとなりましたが、消費者である水道利用者の皆さま方にとりましては、どのような要因であっても、料金そのものが変わるわけですから、非常に厳しい環境にさらされるであろうと考えております。まして、この消費税が社会保障制度の中でどのように使われるのかということについて、国会を含めてこれから本格的な議論が行われるという中であって、消費税を引き上げる条例改正を先行的に行う市の取り組みについては、法制度の上とはいえ感情的に理解し難い部分があるかと思っております。

しかしながら、税制というものは法で決まった以上は導入することになるかと思っております。ただ、導入にあたり、地方に全く権限が無いかと言いますと、市も条例を整備しなければなりませんので、慎重な審議を行い、市民の皆さまの理解を求めながら進めていくべきものだと思っております。そのためには、こうした審議会を通して、できるだけ多くの情報を提供していくことも、ひとつの務めではないかと思っております。

委員の皆さまにおかれましては、この度の諮問について、忌憚のない闊達なご意見をいただければ幸いですと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

宮野課長 田岡市長は、公務のため退席させていただくことをご了承いただきたいと思います。と存じます。

**【田岡市長 退室】**

宮野課長 会議を始める前に、本年4月に人事異動がございましたので、主査職以上の職員をご紹介させていただき、引き続き配布資料の確認をさせていただきます。

及川室長 私から本年4月に行われた人事異動の内容についてご説明いたします。

まず、私、水道室長の及川です。本年3月まで業務課長を務めさせていただきましたが、この4月から改めて水道室長を拝命いたしましたのでご報告申し上げます。これまで同様ご指導をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、業務課長の宮野でございます。前任は業務課主任主査でございます。

次に、工務課長の清野です。前任は上水道渉外担当参事でございます。

次に、業務課主任主査の東です。前任は業務課総務営業担当主査でございます。

続きまして、業務課総務営業担当主査の照井でございます。前任は厚田支所市民生活課主査でございます。

職員の紹介につきましては、以上でございます。

東主任主査 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆さまには、本日の審議事項に係る資料といたしまして、資料-1と資料-

2を事前に郵送しております。また、本日皆さま方のお手元には報告事項に係る資料  
ー3、4、5を配布しております。併せて本日の会議次第もお配りしております。

また、只今、諮問書の写しを配布させていただきました。

資料の不足等はございませんでしょうか。以上で資料の確認を終わります。

宮野課長

これより会議の進行を山田副会長にお願いしたいと存じます。

山田副会長

それでは、先程、田岡市長から諮問をいただきました「石狩市水道料金等の改定に  
ついて」の審議を行いたいと思います。

いつものように、諮問案件について事務局からご説明いただき、皆さまから質疑を  
お受けしたいと考えております。

本日の会議において、諮問に対する委員会の意見がまとまるようであれば、答申書  
の提出まで進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

東主任主査

私から、諮問案件についてご説明をさせていただきます。

今回の水道料金等改定の要因は、報道等により既にご承知のとおり「社会保障の安  
定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方税法の一  
部を改正する法律」の施行に伴い、消費税率等が引き上げられることとなったため  
です。新たな税率の適用開始日は平成26年4月1日であり、引き上げ後の税率は現在の  
5パーセントから8パーセントです。内訳としましては、消費税率が現行の4パー  
セントから6.3パーセント、地方消費税率が現行の1パーセントから1.7パーセントにそ  
れぞれ引き上げられ、合計で3パーセントの引き上げとなります。

地方公共団体は、一般的に消費税の申告及び納付の義務がありませんが、水道事業  
のように地方公営企業と位置付けられている事業者については、民間企業と同様に、  
消費税及び地方消費税の申告と納付の義務が定められています。

そして、水道事業では、水道料金など実際に消費税及び地方消費税相当額を加算し  
て徴収しているものがあることから、この度の税率の引き上げ分を反映させるべく、  
条例改正を行うこととしております。

水道事業において改正の対象となる条例は、石狩市水道事業給水条例であり本条例  
に定めている5項目が改定の対象となります。項目の名称や規定の概要、条例におけ  
る条番号等については表にお示ししたとおりとなっております。1番目の給水装置工事費  
から4番目の臨時給水料金までは徴収する金額に消費税相当額を加算する規定に、5  
番目の工事価格については消費税相当額を減算する規定となっております。

税率の表現につきましては、それぞれ100分の105または105分の100となっております。  
各条文については、お手元に配布しております資料ー2をご覧ください。

次に、条例改正について具体的な例を挙げてご説明いたします。

ご覧頂いている表は、実際の条例改正案から水道料金に関する条文を抜粋したもの  
です。左が改正前、右が改正後となっております。

ご覧のとおり、改正前の条文なかほどの100分の105が改正後については100分の108  
に変更されていることがお判りいただけると思います。

このほか4つの条文等につきましても、同様に105とある部分と108に改めることと  
します。

なお、条例の施行日については平成26年4月1日を予定しておりますが、新税率の適用開始時期が各項目で同一ではないことから、附則において各項目の開始時期を定めることとしております。水道料金については5月検針分、つまり4月にご使用いただいた分から適用となります。

これは、消費税法等の改正の中で設けられている経過措置に基づくものであり、新税率の適用日である平成26年4月1日以前から継続してサービスを受けている電気、ガス、水道などに係る料金等で、4月1日から4月30日までの間に請求料金が確定するものについては、改正前の税率を適用することとされております。

水道料金については、毎月初旬に検針を行い、月末に請求額が確定することから、この経過措置が適用となり、4月請求分は改正前の税率となります。

次に、今回の改定による水道料金への影響額についてご説明します。

この表は、市内の9割以上のご家庭で使用されております、メーター口径13mmをご使用の世帯で1ヶ月あたりどのくらい料金が増加するのかをお示ししているものです。使用水量を大まかに区切りまして、それぞれの現在の料金と改定後の料金、そして増加する金額を記載しています。

7立方メートルまでの使用水量の場合は、1ヶ月あたり45円の増加となります。10立方メートルご使用の場合は64円、14立方メートルでは87円、20立方メートルでは144円、30立方メートルでは238円がそれぞれ増加いたします。14立方メートルに※がついておりますが、この水量が平成24年度の本市の1ヶ月平均使用水量となっております。

次の表には、メーター口径20ミリメートル以上をご使用の場合の増加額をお示ししております。表の使用水量は、平成24年度の各メーター口径の平均使用水量となっております。

口径20ミリメートルをご使用の方は、1ヶ月当たりの平均使用水量が25立方メートルとなっております、216円の増加となります。25ミリメートル以上の口径についてもご覧のとおり増加額となっております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

ご覧頂いている図の一番上に「水道事業運営委員会に改定案を諮問」とありますのは、まさに本日のこの会議のことです。そして、当委員会から答申がいただけましたら、ご説明した内容により石狩市議会第4回定例会に条例改正案を提案いたします。

そして、議会において本案が可決されましたら、その後、広報等を活用し住民への周知を行うとともに、新税率に対応できるよう水道料金システムの改修を行います。

これらの手続きを経て、明年4月から改正後の条例を施行することとなります。

以上で、水道料金等改定のご説明を終わります。

山田副会長

今ご説明いただいたのは、つい先日発表された消費税率改正の決定を受けて、市においても消費税の転嫁が規定されている条例の改正が必要となるということです。

委員の皆さまから何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

藤懸委員

最後のスケジュールの説明で広報などを利用するとありましたが、内容は水道料金だけになるのでしょうか、それとも、そのほかも含めた消費税改定に係る全体の広報

になるのでしょうか。

宮野課長　　まだ確定しておりませんが、市全体で消費税に関わるものを同時に掲載する方向で調整しているところであり、その項目のひとつとして、上下水道料金についてもお知らせすることになるかと考えています。

藤懸委員　　市民の混乱を避けるためにも、市に関する全体的な内容を広報すべきだと思います。そして、引き上げになる時期などを解り易くお知らせすべきだと思います。

山田副会長　　スライド2ページ目の水道料金改定の要因の説明で、市の他の事業でも対象となる事業があるということでしたが、どのようなものですか。

東主任主査　　河川・道路占用料、行政財産の目的外使用料などが対象となります。

山田副会長　　下水道使用料も対象ですか。

東主任主査　　下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、個別排水処理施設使用料も対象となります。

山田副会長　　それらの項目も同様に検討が始められているのですか。

東主任主査　　具体的な審議日程が決定しているのは、下水道課所管の使用料関係についてで、11月中旬に審議会を開催する予定と聞いております。

山田副会長　　わかりました。皆さまからご意見などございましたでしょうか。

山本委員　　国の制度改正が要因ですので、今回の改定はいたし方ないと思いますが、丁寧に広報していただければと思います。

ひとつお聞きしますが、スライド1ページ目の消費税率と地方消費税率は既に決定している事項なのでしょうか。

宮野課長　　地方消費税率は地方税法で定められておりますが、その内容は、消費税率に一定の割合を乗じるというものです。現行の税率5パーセントについてご説明しますと、4パーセントの消費税率に100分の25という率を乗じて1パーセントの地方消費税率が決まるという制度になっています。

平成26年4月1日から適用される消費税率は6.3パーセント、これに63分の17という率を乗じて地方消費税率の1.7パーセントが決定されます。仕組みとしては複雑な部分もあるのですが、一般的に私たちが捉える「消費税」とは消費税と地方消費税を合計したものですので、それを3パーセント引き上げるために按分計算により消費税率を算出して、これを基に地方消費税率を算出するという仕組みとなっております。

山田副会長　　いずれにしても、これは国の法律で決まっているので全国一律ということです。

名称が地方消費税率となっておりますが、国が定めた地方への配賦分ということですね。

及川室長　　具体的に言いますと、消費税は国税であり、地方消費税は都道府県と市町村の税金として使われるものです。

砂子委員　　3パーセントの引き上げは市民の皆さんもご存知だと思いますので、いつから実施されるのかということをご丁寧に周知していただきたいと思います。

宮野課長　　市では、広報誌を活用して上下水道料金の消費税引き上げについて周知をいたしますが、それ以外にも、引き上げになる月の検針時に個別にご連絡のチラシを配布することも考えております。

砂子委員　　以前、振り込め詐欺の被害が多かった時に、広報誌に記事が掲載されましたが、広

報誌自体を読まないという方も居られましたので、個別配布がよろしいと思います。

宮野課長 皆さまに十分ご理解いただけるような方法で周知を実施して参りたいと考えております。

山田副会長 広報誌とは別に個別のチラシを配布するということですか。

砂子委員 メーター検針の時に各戸に配布するということですね。

宮野課長 そのとおりです。

山田副会長 家計を守られる主婦の皆さまにおかれましては、国の制度とは言いながら、支出が増えることに変わりはないのですが、それは仕方がないというご感想ですか。

佐藤委員 上がらないに越したことはないと思います。札幌市は2カ月に1回の支払い、石狩市では毎月払いですので、そのあたりも影響はあります。

宮野課長 先にご説明いたしましたとおり、水道事業は消費税の課税事業者ですので、法に定める税率自体が変更になれば、これを遵守しなければならないのが原則です。

しかしながら、市民の皆さまの負担をいかに軽減するという手法を考えるとすれば、税率自体は法に基づいた転嫁をしなければならないのですが、市民の負担を現状維持するとした場合には、料金自体を見直すような形になります。その部分について、担当からご説明させていただいてよろしいでしょうか。

山田副会長 お願いします。

東主任主査 スライドをご覧いただきたいと思うのですが、こちらは、消費税率が引き上げとなった後も料金水準を可能な限り抑えた場合の影響についてのイメージ図になります。

中央にある図が、皆さま方が現在負担されている5パーセントの税率です。税抜き100円のものについては消費税を5円加算してお支払いいただいています。

これが左の図のように法改正が適用されますと、同様に税抜き100円のものを買う場合には、3パーセント引き上げ後の消費税8円を加算することになります。

これを、法改正後も皆さまのご負担が105円から変わらないようにする場合どのような調整が必要かというものが右の図になります。条件としては、消費税が8パーセントになっておりますので、その分はきちんと転嫁することとします。そうしますと、内訳は消費税が7円となり、105円からこれを控除した残りの98円が本体の価格となります。

つまり、実質的に本体を2円値下げしなければ、現在の負担の水準を保てないということなのです。

これを実際の平成24年度の水道料金収入に置き換えると、3,760万円程度の値下げが必要となり、会計の収入がその分減ることになります。

本年4月の料金改定により、市民の皆さまのご負担は増加しており、今回の消費税引き上げで更なる負担増となりますが、その負担を抑えれば、会計に大きなマイナスの影響を与えることをご理解いただきたいと思います。

山田副会長 ありがとうございます。

今のご説明は、引き上げとなる消費税分を消費者に転嫁せずに事業者が負担する場合の影響についてという内容でしたが、実際に石狩市の水道事業に当てはめると、収益が約3,800万円減少してしまうということでした。

ここから言えることは、市民負担を抑えることで、結果的に水道事業の運営を困難

にしてしまうことになりかねないということです。

いかがでしょうか、他にご意見などございませんでしょうか。

藤懸委員 消費税と直接関係ないかもしれませんが、資料－２の給水条例の抜粋の裏面の別表第４で、工事しゅん工検査手数料と設計審査手数料が分水口径別に細かく分けられています。これほど細かい区分は見たことがありません。どういう経緯で整備されたのかご説明いただけますか。

山田副会長 これは、恐らく条例を整備した時に遡る話だと思いますが、その頃の経緯をお分かりになる方はいらっしゃいますか。

宮野課長 その頃の経緯については、確認しておりませんので即答は出来かねます。

藤懸委員 わかりました。備考で規定されている105分の100が、今回の改正で108分の100になるということですか。

宮野課長 そのとおりです。表に割合がそれぞれ記載されておりますが、そこに同じく記載されております「工事価格」というものが、消費税込の工事費用から消費税を控除したものとなりますので、法改正後は108分の100を乗じることになります。

藤懸委員 算出した工事価格に口径ごとの割合を乗じるのですか。

宮野課長 そのとおりです。

山田副会長 税抜きの工事価格に2.5パーセントだとか、5パーセントを乗じたものを手数料として請求して、その手数料は課税対象ではないので消費税は転嫁しないということですね。

藤懸委員 私の経験では、口径40ミリメートルを境にして、それを超えるものと超えないものどで手数料を決めていましたので事務手続きが簡易でしたが、石狩市の場合は煩雑だと感じました。

清野課長 これにつきましては、各自治体で考え方が異なりますので、他市と石狩市が必ずしも同じというわけではありません。

藤懸委員は水道部門にいらっしゃいましたので、手数料の徴収までの流れがお解りになると思いますが、一般の委員の皆さまは解りにくいと思いますので、簡単に解説させていただきます。

例えば、住宅を新築する場合には、水道の給水工事を市の指定業者にお客様からご依頼されると思います。その時に、指定業者が給水管の口径や水圧などの流量計算を行った上で、給水装置の図面を作成して市に申請をいたします。そして、市の職員が提出された書類の内容をチェックするのですが、それが資料－２という設計審査になります。例えば分水口径13ミリメートルの場合ですと、書類に記載されている税抜きの工事価格に2.5パーセントを乗じたものを審査手数料として徴収します。

もうひとつは、家の建築が完成して給水管の工事もすべて完了した時に、現場に市の職員が赴いて、当初の計画通りに工事が完了しているか、そして必要な水量が確保されているのかを検査いたします。これが資料－２の工事しゅん工検査手数料となりまして、分水口径13ミリメートルですと、工事価格の6.5パーセントを徴収することとなります。

石狩市の場合は、そのような流れで給水工事の検査がされて、しっかりと給水装置の確認がなされた上でお住まい頂いております。

それから、分水口径の区切りにつきましては、自治体ごとに考え方が異なっておりますので、石狩市の場合はこのような段階を設定しているということです。

山田副会長      ありがとうございます。検査と手数料徴収の流れが理解できました。  
ほかにご質問などございませんか

山本委員      石狩市に住んでいる方は、これまでも水道料金に消費税が転嫁されていることをご存知なのでしょうか。ご存知であれば、税率が8パーセントになるために引き上げられるということをご理解いただけたと思いますが、そうでなければ、急に高くなったと感じられるのではないかと思います。

毎月の検針票に消費税分が記載されているのであれば、お解りいただけていると思いますが。

及川室長      検針票には記載しておりますが、市民の方に認識いただいているということとは別ですので、ここに居られる市民委員の方がお気づきかどうかお聞きしたいのですが。

砂子委員      消費税分の記載はあったように思います。

及川室長      検針票には、料金の下段に「うち消費税」と記載しておりますので、ご確認くださいければと思います。

土門委員      市民の中には、請求される料金だけしか見ない方も多いと思いますので、消費税までしっかりと見ているかは解りません。

山本委員      広報される時に、そうした部分もお知らせすると理解を得易いかもしれません。

山田副会長      水道事業において、消費税がどのように位置づけられているかをお分かりいただく良い機会なのかもしれません。

砂子委員      水道料金が大きく上がった時には気に留めますので、今回の消費税も皆さんお解りになると思います。

それから、話が少し逸れますが、検針で水量が多い場合には、水道部局から漏水の疑いがあるということをお知らせすることがとても親切なことだと思います。

山田副会長      市民の方は、そのように直接対応していただけることをありがたく思っているということですね。他にございませんか。

土門委員      今回の消費税の増税は決定したことなので仕方がないと思いますが、新聞報道などを見ると、消費税の3パーセント増税する一方で、大規模な経済対策を行うということです。先程市長も言っていたとおり、国は社会保障の財源として消費税を引き上げると言っていますが、これは、今後毎年上昇していくものです。個人的にはそのことに対する国の方針が、その時々で容易に変わるように思えます。

現在の北海道における雇用や賃金、それからボーナスの関係について見ると、大手企業以外は景気が悪い状況にあると思います。ですから、実際に来年4月から消費税を3パーセント引き上げることによって、どのような影響が出るか判りません。

国は財源不足を補うために税率を引き上げると言いながら、一方では、5兆円規模の経済対策を行うということで矛盾を感じています。市民の皆さまは今回の消費税引き上げについて十分理解していると思いますが、国自体も慎重に考えて政策を進めてほしいというのが本音です。

また、今年4月からの水道料金改定においては、当別ダムからの受水が影響するという説明に対して、厚田区の一部の市民から「厚田区では当別ダムの水は受水しない

ので、値上げは関係ない。」という意見が出たという経緯もありますので、今回の料金改定についても、市民に十分理解していただけるような周知をお願いしたいと思いますし、機会があれば市政懇談会などでもご説明いただきたいと思います。そして、その際には、市民の負担水準を維持しようとするれば、収益が約3,800万円不足するというご説明いただきながら、消費税の引き上げについて市民の皆さまに理解していただけるように努めていただきたいと思います。

山田副会長 国が決めたことなので、市として出来ることと出来ないことがあります。只今の土門委員のご意見は、貴重なご意見として会議録にも残したいと思います。

そして、職員の皆さまには、これまで以上に市民の皆さまが見ているということ意識して業務に当たっていただきたいと思います。

これまでの委員の皆さまからのご意見としては、改定について反対はありませんが、広報などの市民周知を丁寧に実施していただきたいと思いますということだと思います。

ほかにご意見などがなければ、引き続き答申書の文案について皆さまに議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

**【意義無しの声あり】**

それでは、事務局で答申案を読み上げてください。

東主任主査 答申案を読み上げます。

**【答申書（案）を朗読】**

山田副会長 ありがとうございます。

本日の議論の中でいただいたご意見を全て網羅した内容になっていると思いますが、お気づきの点などございますか。

藤懸委員 この内容でよろしいと思います。

山田副会長 1点確認しますが、主な審議内容に記載されている「広報紙」は「広報誌」ではないでしょうか。

東主任主査 誤植ですので「広報誌」に訂正いたします。

山田副会長 他にお気づきの点が無ければ、誤植を修正していただいた内容で答申したいと思います。

事務局に答申書をご用意いただきますので、10分程度休憩いたします。

**【休憩 14:55～15:05】**

山田副会長 会議を再開いたします。

委員の皆さまには、訂正箇所の確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、これをもって答申いたします。

**【田岡市長入室】**

宮野課長 それでは、山田副会長より「石狩市水道料金等の改定について」の答申をいただきたいと存じます。

**【山田副会長より田岡市長に答申書提出（諮問に対し妥当との内容）】**

田岡市長 只今、諮問について妥当であるとの答申をいただきました。今後は、市民の皆さまにしっかりと説明をして参りたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

**【田岡市長退室】**

山田副会長      それでは、次に、報告事項について順次ご説明をお願いいたします。  
はじめに、『平成24年度石狩市水道事業会計決算概要について』です。

竹瀬主査      私から資料－3『平成24年度石狩市水道事業会計決算概要について』ご説明いたします。

はじめに、表の構成ですが、左から順に「予算の区分」「24年度決算額」「23年度決算額」「増減率」となっております。

収益的収入及び支出の決算状況についてでございますが、水道事業収益につきましては14億3,497万7,553円で、前年度比1.1パーセント減となっております。

内訳といたしましては、水道料金などの営業収益が13億9,267万7,964円で前年度比1.4パーセント減、一般会計補助金などの営業外収益が4,225万3,296円で前年度比12.1パーセント増、特別利益が46,293円で前年度比578.3パーセントの増となっております。

一方、水道事業費用につきましては15億741万2,849円で、前年度比0.3パーセントの増となっております。

内訳といたしましては、職員人件費、施設の維持管理費用及び減価償却費などの営業費用が13億2,915万5,492円で前年度比1.7パーセントの増、支払利息などの営業外費用が1億6,535万4,075円で前年度比9.7パーセントの減、特別損失は1,290万3,282円で前年とほぼ同額となっております。

次に、資本的収入及び支出の決算状況についてでございますが、資本的収入につきましては11億6,777万2,391円で前年度比16.8パーセント増、資本的支出につきましては、15億9,214万4,900円で前年度比11.6パーセント増となっております。

前年度比で増となっている主な理由でございますけれども、2カ年工事で建設しておりました新港中央配水場の工事費用が前年度より増加したことにより、支出では建設改良費が増加し、収入では、その建設財源である国庫補助金と企業債がそれぞれ増となっております。

また、ダム建設等に係る石狩西部広域水道企業団への出資金支払額の減に伴い、その財源であります、一般会計出資金及び北海道負担金も減となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する4億3,437万2,509円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、業務量についてご説明いたします。

まず、給水人口と普及率ですが、平成24年度末の給水区域内人口は、60,362人で前年度比0.6パーセント減、年度末給水人口は59,897人で前年度比0.5パーセント減、一方、給水戸数は26,570戸で前年度比0.7パーセント増となっております。給水人口を給水区域内人口で割り返した普及率は、昨年と同率の99.2パーセントとなっております。

次に、有収率と給水収益についてですが、まず、浄配水場から送り出した水量、いわゆる年間配水量は568万4,521立方メートルで前年度比0.1パーセント減、そして、この配水量のうち料金の対象となった年間有収水量につきましては、510万3,052立方メートルで前年度比0.6パーセント減となっております。配水量に占める有収水量の割合である有収率につきましては、89.8パーセントで前年度比0.5パーセント減と

なっております。

給水収益については、税抜き12億5,668万9,855円で、前年度比1パーセント減となっております。

次に、主な建設工事及び更新工事についてご説明いたします。

ご覧頂いている表ですが、凡例にもお示ししておりますとおり、破線で囲まれている工事が企業団用水を受水するための施設整備に係るもの、実線で囲まれている工事が老朽化施設の更新に係るものとなっております。新設工事につきましては、先程ご説明の中に出てまいりました、新港中央配水場の新設ということで、電気計装設備工事、機械設備工事、場内整備工事について2ヵ年目の施工を行いました。表の金額欄につきましては、24年度の支払額と、その下段に全体金額を記載しております。

また、同じく企業団用水受水のために、延長約1,700メートルの配水管整備を行っております。

老朽管につきましても、花川南、花畔および花川北の一部地域につきまして、延長約2,200メートルを更新しております。

次に、水道事業会計の損益、いわゆる経営成績についてご説明いたします。

平成24年度につきましては1億639万3,875円の純損失、赤字決算となっております。

ご覧のとおり、営業利益は3,000万円程度ありますが、営業外収支が1億2,000万円を超える不足となっており、この結果、経常損益につきましては約9,400万円の損失となっております。

この主な要因につきましては、ひとつには料金収入が減少していること、そして支出の増加、特に、石狩西部広域水道企業団への負担金が前年度に比較して5,600万円程度増加していることなどが主な理由となります。

最後に、利益積立金の残高についてご説明いたします。

先程ご説明したとおり、平成24年度の純損失は、見込額の1億2,163万円に対して、1億639万円となり、1,520万円程度回復いたしました。表をご覧いただきたいと思います。こちらは、平成24年度末の利益積立金残高と28年度末の残高見込額をお示したものでございます。上段のカッコ書きが中期経営計画でお示した計画値、下段が決算値とそれを反映した見込値となっております。

ご覧のとおり、平成24年度末の損失額が1,520万円程度回復したことにより、24年度末残高につきましては約2億6,200万円から約2億7,700万円となっております。ここから、中期経営計画で推計しております25年度から28年度までの収支不足合計額、2億3,000万円を差し引いた28年度末残高につきましては、計画値約3,200万円に対して約4,700万円が確保できる見込みとなっております。

しかしながら、今後4年間の収支に大きなマイナス要素が生じた場合には、利益積立金が枯渇する可能性もあり、気を緩めることなく、計画を確実に実行していくことが必要であると考えております。

以上で、平成24年度水道事業会計決算概要についてのご説明を終わります。

山田副会長      ありがとうございます。

今のご説明について、ご質問などはございませんでしょうか。

私から1点お聞きしますが、スライド8ページの収入の項の営業外収益が昨年度よ

り増加している理由はこういった内容でしょうか。

竹瀬主査 営業外収益の増加理由といたしましては、新港地域に係ります北海道の補助金が前年度に比較して増加したこととなっております。

山田副会長 国庫補助金などは資本的収入となっておりますが、北海道補助金の収入科目は収益的収入の営業外収益でよろしいのでしょうか。

東主任主査 私から若干補足させていただきますが、石狩西部広域水道企業団へ支払う負担金等については、3条予算と4条予算にそれぞれございまして、4条予算ではダムなどを建設するための工事等に係る部分について「出資金」として支払っております。また、ダムの維持管理費やダム完成後の検査費用などを「負担金」して支払っております。これについては、収益的支出の営業費用に予算を計上しております。そして、この負担金の中には石狩湾新港地域に係る部分が含まれてございまして、その部分については、北海道との協議の中で一定割合を負担することとなっております、その部分に係る収益については、営業外収益に計上しております。

つまり、24年度につきましては収益が増加しておりますが、費用も同様に増加しているという状況でございます。以上です。

山田副会長 わかりました。

もう1点お聞きしますが、スライド12ページの損益計算書の金額とスライド8ページの収益的収支の額が違っている理由はこういったことでしょうか。例えば、8ページの営業収益13億9,200万円が12ページでは13億2,700万円となっておりますが、この理由についてご説明ください。

竹瀬主査 8ページの金額については消費税込みとなっております、12ページにつきましては消費税抜きの金額となっております。

山田副会長 わかりました。

他にご質問などはございませんでしょうか。それでは、続けて『第三者委託の評価』についてご説明をお願いいたします。

泉主査 浄水担当の泉です。私から資料-4「第三者委託の評価」についてご報告いたします。

石狩市では、平成20年度より浄配水場の運転管理を民間企業に委託しております。水道室では、その業務実施に係る透明性の確保に向けて、独自に業務評価の要領を作成し、安全かつ安定した水道水の供給が維持されているかなどについて、業務評価を実施してきております。

それでは、お手元の資料をもって、平成24年度石狩市浄配水場等運転管理業務委託と石狩市厚田区及び浜益区浄配水場運転管理等業務委託の総合評価について、ご報告いたします。

最初に、平成24年度石狩市浄配水場等運転管理業務委託についてご報告します。

資料-4の1ページをご覧ください。この評価は、主に花川南浄水場のほか、11施設の浄配水場系統に係る運転管理などについて行ったものです。

「1. 月間業務評価」とは、月ごとに運転監視業務や電気及び機械の保全業務など10項目について採点し、その評価点は83.2点となっております。

「2. 品質評価」の内容は、浄水場から送り出される残留塩素、配水圧力など、主

に市の要求水準達成状況について評価を行います。運転業務、運転管理業務、保全管理業務等、全92項目により評価を行い、その評価点は91.3点となっています。

「3. 業務改善提案」とは、提出された業務改善の提案について、その内容を評価するもので、その評価点は7点となっています。

以上の合計点は181.5点となり、評価点は100点満点に換算して86点となり、市の要領に基づき評価すると、「4. 総合評価」は、AAAとなっています。所見につきましては、時間の都合上、後ほどご一読いただきますようお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。こちらは、各年度の評価結果の比較表となっています。左から月間業務評価、品質評価、業務提案の評価、総合評価となっています。

総合評価では、過去5年間AAAを継続しています。

次のページをご覧ください。引き続き、石狩市厚田区及び浜益区浄配水場運転管理等業務委託の総合評価についてご報告いたします。

この評価は、主に厚田浄水場のほか3施設の浄水場系統にかかる運転管理などについて行ったものです。

「1. 月間業務評価」の項目は10項目で、その評価点は83.4点となっております。

「2. 品質評価の項目」は59項目で、その評価点は94.2点となっております。

「3. 業務改善提案」その評価点は7点となっています。

合計点は184.6点となり、評価点は100点満点に換算して87点となっています。

よって、「4. 総合評価」は、AAAとなっています。所見についてですが、こちらも時間の都合上後ほどご一読いただきますようお願いいたします。

次に、裏のページをご覧ください。こちらは、各年度の評価結果の比較表となっています。左から月間業務評価、品質評価、業務提案の評価、総合評価となっています。

総合評価では、過去3年間、AAAを継続しております。

私からの報告は以上です。よろしく願いいたします。

山田副会長 ありがとうございます。

只今のご説明は、外部に業務委託している第三者委託について、市の職員の皆様が評価した結果についてでした。

ご質問などはございませんでしょうか。

清野課長 私からお聞きしますが、この評価結果はどのように役立てられているのでしょうか。

石狩市では、平成20年度から水道法に基づく第三者委託を実施しております。

第三者委託を採用しても、最終的な管理責任は市にありますので、市職員が受託事業者をモニタリングして、市が要求している水準をクリアしているかどうかをチェックするという行為がご説明した評価内容となります。

この評価結果については、市のホームページを通じて市民の皆さまにご報告をして、行政側がしっかりと受託事業者をモニタリングしているというご説明をするために活用しています。

そして、もうひとつは、受託事業者側に市の評価を理解していただくという意味で、所見なども含めて評価を公表しております。

山田副会長 ありがとうございます。

今のご説明をまとめますと、ひとつには、市の責任としてモニタリングしていると

ということと、ひとつには、受託事業者にも評価の内容を理解してもらうという目的で評価結果を公表しているということですね。

清野課長 適正に運転管理をしていただけているかを確認し、そのチェックした結果を公表しているということです。

山田副会長 この評価結果は、次回の契約に影響するのでしょうか。

清野課長 今のところ、この評価結果をもって次回の契約に反映させるかどうかは未定です。

藤懸委員 評価結果について1点お聞きしたいのですが、2ページ目と4ページ目のグラフで委託前の市の業務が70点の設定になっていますが、この理由について説明願います。

清野課長 評価のランクにつきましては、100点満点で換算したときに80点以上でAAA、70点以上80点未満がAA、60点以上70点未満がA、そして60点未満がBという設定になっております。委託前の市が直営で管理していた時のランク付けをするならばAという位置付けで評価をしております。

藤懸委員 わかりました。

砂子委員 市の委託業務ですと、事業者を4年に1回変更するなどしていますが、水道の場合は専門的な業務なので、そういう年数の制限という考え方はないのでしょうか。

清野課長 平成20年度に第三者委託を始めたときには、5カ年の委託契約を結んでおります。今年度からの契約については、水源が変更するという特殊事情があること、それに伴い旧石狩市域の浄水場を順次停止させなければならないということも含めて、今後3年間については、特例的に、これまで受託していた株式会社ジャパンウォーターに委託することといたしました。

砂子委員 次回の契約からは、事業者の変更もあり得るということですか。

清野課長 次回の契約につきましては、総合評価一般競争入札等を実施して、前回と同様の5年程度の複数年で契約を締結したいと考えております。

山田副会長 他にご質問等はございませんでしょうか。

では、次に報告事項の3点目『水源の切り替え作業』について、事務局からご説明をお願いします。

伊藤主査 工務課の伊藤です。本日配布いたしました資料ー5と同じスライドを使ってご説明いたします。

水源の切り替え作業ということで、本年4月の石狩西部広域水道企業団からの用水供給が開始されまして、7月までの間に切り替え作業を行っております。

今ご覧頂いている図は、石狩西部広域水道企業団からの用水受水前の給水区域図になりますが、青色の文字で表している8箇所の浄水場と、そのほか、札幌分水を受けていた花川北配水場、生振配水場、八幡配水場、高岡配水場の施設を利用して、それぞれの区域に配水を行ってきました。

それが、石狩西部広域水道企業団の用水供給を受けて、水源が完全に切り替わりますと、スライド15ページのような給水区域に変わります。配水場としては5箇所を引き続き利用いたしますが、花川北配水場につきましては、石狩西部広域水道企業団からの用水を受水して、花川北、緑苑台地区と花川南の一部に配水を行います。また、新港中央配水場につきましては、花川南、樽川、新港、そして本町地区まで配水を行います。生振、八幡、高岡の各配水場は、これまでと同じ地区に配水いたします。

このような給水区域にするために、4月から7月までの間に水源切り替え作業を行っております。

この作業を実施するにあたり、平成23年度から通水計画を策定し、作業に伴い発生する濁水を一般家庭に給水しないことを念頭に作業工程を検討いたしました。

その結果、作業を午後11時から午前5時までの夜間に行い、その際に発生した濁水を排水しながら、段階的に水源切り替えを実施することとし、4月から7月末までの4カ月間で実施する計画を策定しました。

次に、実際に行った工程についてご説明いたします。4月1日に企業団用水の受水が開始されたのと同時に、受水前の花川北配水場の給水区域と新港中央浄水場の給水区域に用水供給を開始し、新港中央浄水場の運転を停止いたしました。

この間、新設の新港中央配水場については微調整を行い、また、切り替え時の洗管作業に使用するバルブの再調査などを行い、4月23日から実際に切り替え作業を開始しております。作業は週2回実施し、市職員と管工事業協同組合の作業員、そして株式会社ジャパンウォーターの職員により行っております。

4月23日から作業を開始しまして、新港中央配水場系統では5月23日に樽川浄水場を停止、6月25日には花川南浄水場を停止、7月6日には新港南浄水場を停止、7月11日には本町八幡浄水場を停止、7月16日には緑ヶ原浄水場を停止しております。花川北配水場系統では6月4日に花畔市街浄水場を停止、7月2日には緑苑台浄水場を停止して、これで8箇所すべての浄水場が停止され、水源が切り替えられました。

最終的には7月18日に全ての作業が完了し、旧石狩市全域に企業団用水の給水が開始されております。水源切り替えの作業実施区域は41地区、作業日数は21日間となっております。

次に、作業の様子について写真をご覧いただきながらご説明いたします。

スライド19ページですが、左上が洗管作業の排水直後の写真であり、この水を汲んだものが、その下の写真になります。俗に言う赤水と呼ばれる水ですが、濁っているのがお解りになると思います。このような水を各家庭に給水しないために夜間に作業を実施しております。右上の写真は消火栓から濁水を排水している様子ですが、必ず作業員を配置して行っております。そして、排水を続けることで徐々に水がきれいになっていきますので、管工事業協同組合の作業員が水質を確認しながら洗管作業を続けていきます。

続いてスライドの20ページですが、排水される水がある程度きれいになりましたら、水の切り替え状況を確認いたします。切り替え状況の確認方法といたしまして、水の硬度と塩化物イオンの測定を行います。左上の写真に写っているサンプルの右側が地下水、左側が企業団用水となっております。硬度につきましては地下水が50ミリグラム毎リットルであるのに対して、企業団用水が20ミリグラム毎リットル程度ですので、測定の結果20ミリグラム毎リットル程度であれば切り替えが完了したこととなります。また、写真右上の塩化物イオンにつきましては、地下水が50ミリグラム毎リットルであるのに対して、企業団用水が10ミリグラム毎リットル程度ですので、これについても同様に、測定の結果が企業団用水に近ければ、切り替えが完了したものと判断いたします。

そして、最終的に水がきれいになった後に、水道にとって非常に大切な値である残留塩素を測定して水の入れ替えを判断いたします。左下の写真で0.5ミリグラム毎リットルとなっておりますが、配水残留塩素が0.5から0.6ミリグラム毎リットルの範囲内であれば、完全に水が切り替わったもの判断いたします。

そして、最終的にきれいになった水を市職員が目視して、水の入れ替わりを確認しております。

次に、スライド21ページのグラフですが、これは4月23日の作業開始時における花川北配水場の配水流量などのデータです。水色の線が配水流量になりますが、この日は、0時に放水を開始していることがグラフからお解りいただけるかと思えます。この日の最大配水量は、グラフ上の配水流量に表示されている431.7立方メートルで、時刻は午前1時頃となっております。また、配水残留塩素は、配水流量の右側に表示されております0.56ミリグラム毎リットルとなっております、この程度の数値になれば切り替えが完了していると判断できます。

そして、この日は午前4時20分頃に排水を止めて、午前5時頃には作業を完了しています。

次に市民の皆さまへの周知についてですが、7月18日に作業を完了した後、7月22日にホームページに水源切り替え完了の記事を掲載しております。そして、広報誌につきましては、ホームページに掲載した内容と同様のものを9月号に掲載し、市民の皆さまにお知らせしております。

以上で水源の切り替えについてのご説明を終わります。

山田副会長

ありがとうございます。

4カ月間にわたる作業ということで、実際の作業は21日間ということでしたが、準備と後処理などで、相当な時間を拘束されて、多くの方々が関わって来られたことと思えます。

完全に水が切り替わったということですので、旧石狩市域にお住まいの委員の皆さまのお宅も新しい水源の水になっていると思えますが、ご感想はいかがでしょう。

松原委員

私は花川南に住んでおりますが、以前に比べますと、すっきりとした味になったと感じています。うれしく思っています。

山田副会長

味が変わったという感じですか。水温も少し下がるということでしたが、いかがですか。

松原委員

味の違いも感じますし、少し冷たくなったと思えます。

佐藤委員

水圧も強くなったと感じています。

松原委員

私は、昭和44年の秋に石狩市に引っ越してきましたが、その時の水は水質が良くありませんでしたので、当時に比べると、とても良い水質になったと感じています。

砂子委員

切り替え直後の水は、塩素の匂いが少きつような気がしました。

清野課長

砂子委員と同様のご意見が市民の皆さま方からも寄せられましたので、配水場でコントロールして水質を落ち着かせております。このため、最近では市民の皆さま方からの塩素に関するお問い合わせもほとんどない状態です。

私たちは安全な水を安定的にお届けするのが当たり前のことですので、只今の松原委員と佐藤委員のご発言は、現場を預かる職員一同にとって大変励みになります。今

後も気を引き締めて業務に当たりますので、引き続き委員の皆さま方のご指導をお願いしたいと思います。

藤懸委員

私からも何点か意見を申し上げたいと思います。

まず、ひとつは、切り替えに伴う洗管作業を非常に上手に実行されたということです。今回のような流向の変更を伴うような切り替え作業は、濁水が発生するリスクが非常に高い大変な作業ですが、私の自宅では全く濁水が出ませんでしたし、町内会でもそういう話は聞いておりませんので、非常に上手に作業されたと思います。

それから、水圧も非常に高くなったということで、これも良いことなのですが、一方では、料金が値上げされたということもありまして、節水機器を使う方も増えているようです。

また、これまでは、自宅で洗車をした後に、必ず白濁した成分が残っていましたが、これも地下水から表流水に変わったことで、残らなくなりました。これについては町内会でもよく耳にします。

それから、先ほど水の味がすっきりしたというお話がありましたが、味も確かに良くなったと感じています。当別浄水場では、原水に不純物が多いことから活性炭による高度処理を行っているとのことですので、その影響もあると思います。

それから、pH（ペーハー）の値がこれまでの地下水だと8前後あり、石鹼の泡立ちが悪く、きれいに洗い流せていない感覚がありましたが、これも切り替え後は石鹼の洗い流しがすっきりとしています。これも良い影響のひとつだと考えています。

清野課長

藤懸委員は、水道の専門家でおられて、私たち水道技術職員にとっては大先輩でもありますので、今のお言葉も大変ありがたく拝聴いたしました。

砂子委員

2点ほど感想を述べさせていただきますが、まずひとつ目に、先ほどのご説明の中で、最後は水道職員が目視で水質を確認するということでしたが、色々な検査機器を使って水質を確認して、最後が目視ということに少し違和感を覚えました。

それから、私は消費者相談に関わっていますが、これまでは「石狩の水は悪いので、浄水器を付けた方が良い。」ということで訪問販売を行う浄水器業者が多くて、中には悪徳業者もいたようです。でも、これからは自信を持って「石狩の水道は悪くない。」と言えると思いましたので、その点は非常に良かったと思います。

清野課長

只今、砂子委員からご意見をいただきました目視での検査方法についてですが、私ども水道職員は、最終的には人間の目や味覚といった五感をもって確認するというように努めておりますし、こだわっておりますので、最終的には目視というもので確認させていただいております。もちろん、先ほどご説明させていただいたように、硬度や塩化物イオン、残留塩素といったことについても安全性を確認しているところですが、最終的には目視ということにもこだわっております。

それから、今お話いただいた水の安全についても、おっしゃっていただいた通りで、色々な企業の方が居られて、中には市民の皆さまに誤解を招くようなお話をされる方もいらっしゃいます。特に「石狩市の水道は危ない。」ですとか「企業団からの水は薬品を多く使っている。」といったことをおっしゃっている方も居られますが、石狩市の企業団用水は間違いなく安全な水ですので、安心してお飲みいただきたいと思います。また、具体的な数字についても定量的に評価をしておりますので、これまでの地

下水を水源とした水質についても、水道法に基づく厳しい水質基準をクリアしてきましたが、それ以上に、水質基準をより一層下回るような基準で石狩西部広域水道企業団から用水供給を受けております。これについては、私たちも数値を確認しておりますので、今までの水道以上に、より一層安全になっております。ですから、皆さまのお近くの方々から、そういった不安の声が聞かれた場合には、私たちも積極的に水の安全について広報活動してまいります。皆さまからもお口添えをいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山田副会長 ありがとうございます。

目視の件につきましては、土木など他の分野でも、例えばコンクリート橋のチェックなどでも、機械で測るとか撮影するといったことよりも、人がハンマーで叩いて、その音で判断するというようなことが行われています。工学系の多くの分野では人間の五感が重要とされていますので、水も同じなのだと思います。思いながら聞いておりました。

私からひとつお聞きしたいのですが、今回の水源切り替えに要した経費や排水に係る費用などについて計算したものがあればご説明をお願いします。

伊藤主査 水源切り替えに要した費用につきましては、管工事業協同組合への洗管作業の委託料として1,200万円程度、それから、洗管のために排水した水量が約40,000立方メートルですので、これに企業団の受水単価114円を乗じると約500万円程度、そして薬品代が10万円弱となっています。

ただし、排水に係る金額につきましては、石狩西部広域水道企業団から用水を受ける責任水量に含まれておりますので、単純に500万円を支払う訳ではありません。

山田副会長 ありがとうございます。

金額を聞いて、規模の大きな作業だったということが判りました。

清野課長 今回の水源切り替え作業は、人間の体で言えば、血の入れ替えをするような作業でした。水源を地下水から企業団用水に切り替える、それも旧石狩市全域の水源を切り替えるということで、相当の作業を伴います。特に、流向、流速、水圧の変化による濁水の発生は何としても避けたかったものですから、先ほどもご説明したとおり、平成23年度からコンサルタントの高い知識も得ながら緻密に計算をして、市職員と管工事業協同組合の作業員の方々、そしてジャパンウォーター職員との官民連携で作業してきたところですので、その対価と考えております。

山田副会長 私も必要な対価であったと考えます。

清野課長 作業量は、概ね見込み通りであったと考えております。

山田副会長 想定外の事例もなく、予定通り粛々と作業を進められたということでしょうか。

清野課長 そのように考えております。

排水量の約40,000立方メートルにつきましても、前回この委員会で見込み値としてご報告しておりますが、見込み通りの水量に納まっております。

山田副会長 わかりました。ほかにご質問などございませんでしょうか。

2年ほど前のこの委員会で特別委員を務めておられた眞柄泰基先生が「是非、この水源切り替えの記録を全国の水道職員に知らしめるように」とおっしゃっていただいたのを思い出しました。このことも踏まえて、例えば論文や記事にまとめられるなどして、全国の水道職員の方々と情報を共有していただくような取り組みをしていただ

ければと思います。

清野課長 近い時期に、水道技術職員が集まる場で報告をするようなことを前向きに考えていきたいと思います。

山田副会長 ありがとうございます。

他にご意見などなければ、会議次第4番目の「その他」について事務局からお願いいたします。

東主任主査 それでは、本日の会議に係る会議録の署名委員につきまして、砂子委員と神田委員にお願いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、事務局からご提案させていただきたいのですが、これまで会議録の確認につきましては、会長と署名委員の3名にご確認いただいておりますが、今後につきましては、ご出席いただいた委員の皆さまに会議録の素案をご覧いただき、発言内容等をご確認いただいた上で、それらを集約したものを公開したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

それでは、今回から皆様に素案を郵送いたしますので、お手数をおかけいたしますが、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

山田副会長 只今の件ですが、希望される方には電子メールでファイルをお送りいただくようお願いいたします。

東主任主査 承知いたしました。

山田副会長 委員の皆さま、全体を通してご質問などございませんでしょうか。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。

委員の皆さまには活発な議論にご協力をいただき、ありがとうございました。

**【16：00閉会】**

平成25年12月17日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

副会長 山田 菊子

議事録署名委員

砂子 タケ子

議事録署名委員

神田 一昭